

台風、積雪等に対する休講措置について（申合わせ事項）

台風、積雪等の登校困難な気象条件に際しては、学生の事故発生を防止するため、授業及び定期試験（以下「授業等」という。）に対し、以下の統一した措置を講ずるものとする。

1. 台風または積雪（以下「台風等」という。）による休講の措置

台風等による授業等の休講の措置は、校長が次の（１）及び（２）を勘案して決定する。

（１）気象情報

台風等により、長崎県南部に長崎地方気象台が発表する暴風、大雨、大雪、洪水等に関する「特別警報」または「警報」が発令されている場合（「注意報」は除く）

（２）公共交通機関

台風等により、次の２つ以上の公共交通機関が長崎市内全線不通の場合

- ・長崎バス
- ・長崎電気軌道
- ・長崎県営バス
- ・JR 長崎本線（諫早～長崎間、大村～長崎間）

2. その他不測の事態による授業等の休講の措置

1 の規定の他、不測の事態（地震等）が発生した場合における授業等の休講の措置は、校長が適宜状況を判断の上、決定するものとする。

3. 臨床・臨地実習等の取扱い

臨床・臨地実習等の場合も、1. に準じる

4. 休講の措置の周知

1. 及び 2. により決定した休講の措置は、次の表に掲げる時間帯に応じ、同表の判断時刻までに連絡網及び本校ホームページの「本校からのお知らせ」を使用して周知を行うものとする。

表

休講等の時間帯	判断時刻
午前の授業	午前 6 時
午後の授業	午前 10 時